

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
薩摩川内市	清色地区	令和3年1月19日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	190.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	97.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	42.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	35.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	3.9ha

2 対象地区の課題

(1) 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
(2) 水路が土側溝であったり、形や日当たり等の条件が悪い場合は耕作者が見つからない。
(3) 年間を通じて適正な栽培管理が行えていない農家がいる。
(4) 管理が行き届いていないことが荒地をつくり、鳥獣被害を助長させている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する農業者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、5筆、3,780㎡となっており、農業委員等を通じた情報の共有や農地の流動化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化等を念頭に置きながら、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備への取組方針 各種補助事業を活用し、農地の基盤整備や維持保全等に取組み、農業の生産効率の向上と農地集積・集約化を図る。 農道や畦の舗装整備を進めることで草払い作業などの労働力軽減を図る。
(4) 鳥獣被害防止対策の取組方針 国や市等の事業を活用し、侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等を再確認するなど、情報の共有を行いながら、集落ぐるみによる被害防止対策の構築に取り組む。
(5) 栽培管理に係る取組方針 適正な栽培管理が行えるよう、関係機関等からの指導を仰ぐ。
(6) 組織づくりに係る取組方針 課題解決の受け皿となり得る組織をつくり、具体的な話合いで(図面等見ながら)農地の集約化が図られる体制づくりに努める。